

徳島県海岸保全基本計画の 改定案について

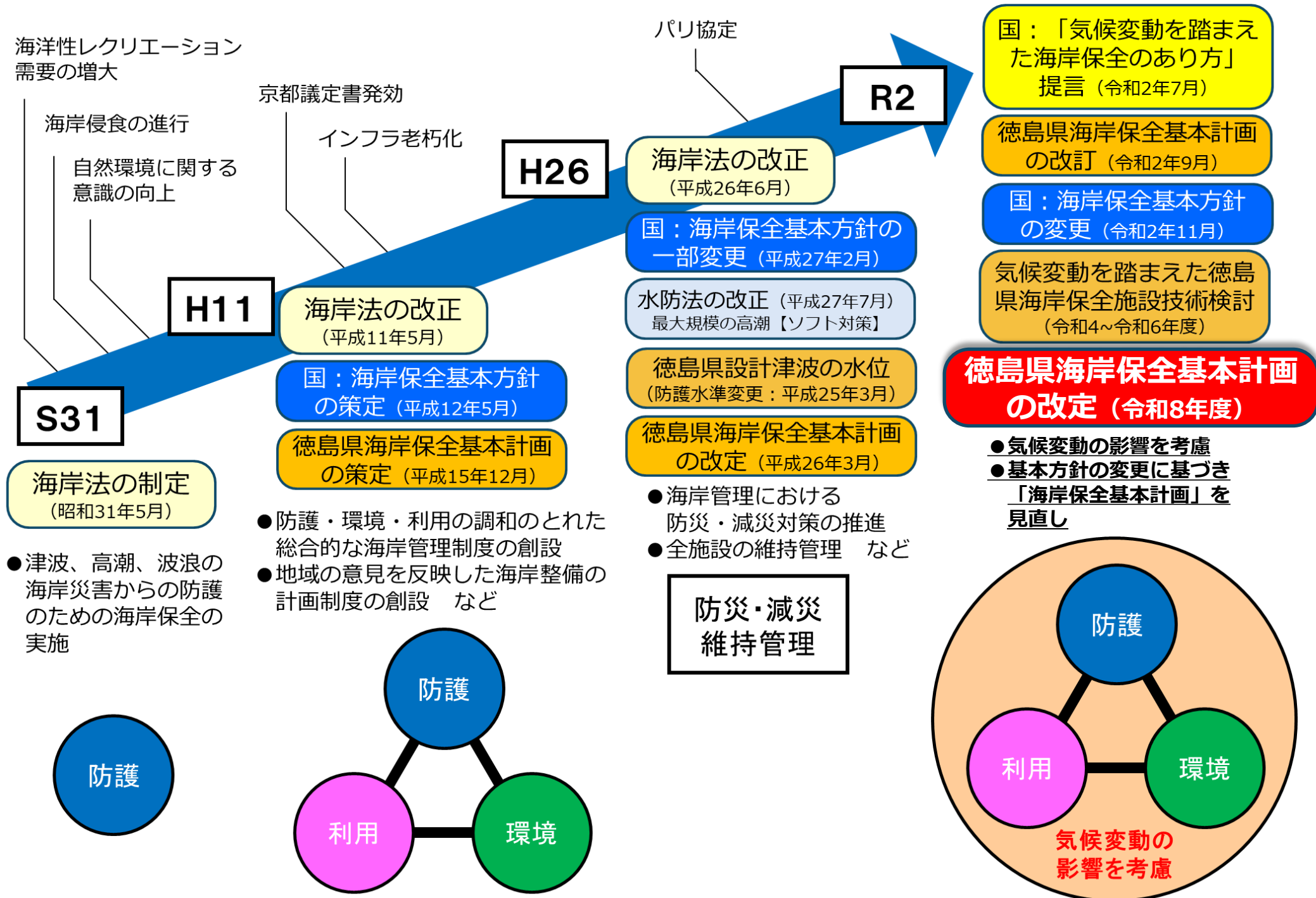
令和8年8月28日
徳 島 県



1. 現在の海岸保全基本計画の変遷
2. 計画改定の背景
3. これまでの取組
4. 主な改定内容
5. 施設整備方針（案）
6. スケジュール

1. 現在の海岸保全基本 計画の変遷

1. 現行海岸保全基本計画の変遷



2. 計画改定の背景

2. 計画改定の背景

①気候変動を踏まえた災害対策への対応

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言
(R2.2 農林水産省、国土交通省)
- 海岸保全基本方針 (R2.11 農林水産省、国土交通省)
気候変動の影響による外力の力変化に対応



高潮による関西空港の水没状況



強風に流され関西空港連絡橋に衝突したタンカー

◎気候変動による影響を踏まえた津波・高潮に対する防護水準などの見直しが必要

②社会環境やニーズの変化への対応

- 希少な動植物の保護活動、アマモ場再生の取組、地域主体の海岸清掃や海岸アドプトなどの活動が拡大
- 「安心度UP」「魅力度UP」「透明度UP」をミッションとする徳島新未来総合計画による県土づくりを開始



大浜海岸に上陸するアカウミガメ



清掃活動の様子

◎社会環境やニーズの変化への対応が必要

今後20～30年後を見据えた計画へ

- 気候変動を踏まえた徳島県沿岸の防護水準はRCP2.6（2℃上昇相当）における2100年時点での予測結果に基づき設定することとし、計画高潮位、波浪、設計津波の水位を設定。
- 気候変動には不確実性があることから将来の予測結果が変わる可能性があること、対策範囲は広範囲にわたり長時間を要することから目標年次を2050年として整備水準を設定し、段階的に整備を実施。
- なお、防護水準や整備等については、今後の新たな知見や観測データ等の蓄積等に基づき、適宜見直し。

3. これまでの取組

3. これまでの取組（高潮対策、地震・津波対策）

高潮対策

◎過去の記録に基づく「既往最高潮位」に波浪の影響を加味した高さで整備

→昭和30年頃までは災害復旧事業のみに依存

→昭和31年の海岸法制定後、チリ津波(S35)や第二室戸台風(S36)による被害を契機に、高潮・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸を整備

段階的な地震・津波対策

■徳島県の地震・津波対策

- ・平成25年3月に海岸保全施設の地震・津波対策を実施する上での根拠となる「設計津波(L1)の水位」を公表
- ・施設整備が必要な海岸約160kmのうち、約40kmの施設でL1津波水位に対し、施設高さが不足

L1津波に対する整備には多額の費用と長時間を要する

◎まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に

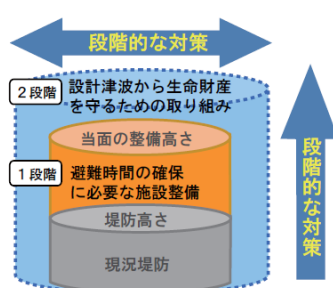
「避難時間35分※1」を確保するために必要な「段階的な施設整備」を推進

段階的な地震・津波対策

「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

1段階 「避難時間の確保」に必要な施設整備

2段階 「設計津波の水位」に対する取り組み



- ・「徳島県海岸保全基本計画」に避難時間を確保するために施設整備が必要な39海岸について、今後20年から30年の間に事業着手することを位置付け
- ・水国局所管海岸である「那佐地先海岸」については、H29年度に「避難時間の確保」に必要な施設整備を完了
- ・現在、6海岸で対策が完了しており、水局以外の18海岸で事業を実施

4. 主な改定内容

4. 主な改定内容 計画改定方針

- 「気候変動を踏まえた災害対策への対応」と「社会環境やニーズの変化への対応」を図る観点から、次に示す「**計画改定方針**」に基づき、3 沿岸の計画を改定
- 讃岐阿波沿岸と海部灘沿岸については、それぞれ香川県・高知県と調整

計画改定方針

- ①気候変動を踏まえた2100年時点の防護水準を設定
- ②20年から30年後に相当する2050年を目標年次に設定
- ③「**海岸保全に関する基本理念**」を掲げ、県民と協働による海岸保全を目指す
- ④海岸事業を導入していく必要がある海岸を「整備対象海岸」として抽出
- ⑤複数県にまたがる沿岸の「**海岸保全基本計画**」は、隣接県と調整

海岸保全に関する基本理念

讃岐阿波沿岸 香川県と調整

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、にぎわいがあり
安全で親しみのある海岸の創出

- 安全で快適な海岸づくりと南海トラフ地震に備えた防災対策（ハード・ソフト）の推進【防護】
- 瀬戸内海の豊かな自然環境の保全と暮らしとの共生【環境】
- 自然とのふれあいによる親しみのある海岸の創出【利用】



紀伊水道西沿岸

鳴門から阿南へ 暮らしを守り
自然と人が息づく 阿波の海岸づくり

- 安全で安心して暮らせるための海岸形成と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進【防護】
- 自然が息づく海岸環境の保全と暮らしとの共生【環境】
- 多様なニーズに対応しつつ自然にやさしい海岸利用の促進【利用】

海部灘沿岸 高知県と調整

海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり

- 日常の暮らしを守る施設整備と南海トラフ地震に備えた防災対策の推進【防護】
- 室戸阿南海岸国定公園等の貴重な海岸環境の保全と継承【環境】
- 海洋レクリエーションなどの海岸利用の促進と利用マナーの向上【利用】

4. 主な改定内容

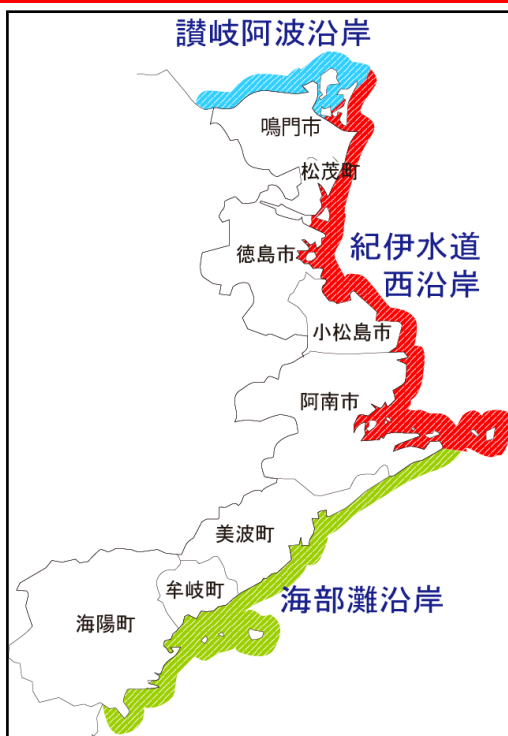
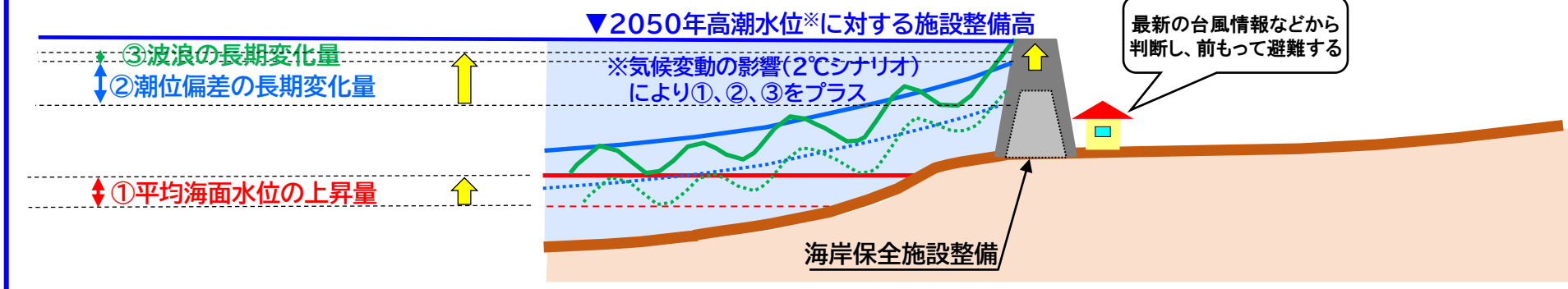
【防護面】での基本方針（高潮・波浪）



今後の対応方針(案)

■2℃上昇シナリオに基づく推算から得られた **21世紀末(2100年)時点の海岸保全施設の防護水準の内挿**により、**目標年次(2050年)**で満たすべき整備水準を各海岸ごとに設定。

今後の高潮対策(案)



沿岸名	市町村名	計画高潮位(2050)	整備水準(2050)	防護水準(2100)
讃岐阿波沿岸	鳴門市(北側)	T.P.+2.55～2.80m	TP.+4.33m～4.58m	T.P.+4.76m
	鳴門市(東側)	T.P.+1.55～2.76m	TP.+1.77m～4.47m	T.P.+1.94～4.98m
紀伊水道西沿岸	鳴門市～小松島市	T.P.+2.59～2.87m	TP.+4.01m～5.73m	T.P.+4.40～6.17m
	阿南市	T.P.+1.87～3.06m	TP.+2.96～7.63m	T.P.+3.14～8.38m
海部灘沿岸	美波町	T.P.+2.87～3.05m	TP.+7.04m～7.46m	T.P.7.30～7.97m
	牟岐町～海陽町	T.P.+2.75～3.02m	T.P.+3.01～10.06m	T.P.+3.28～10.52m

4. 主な改定内容

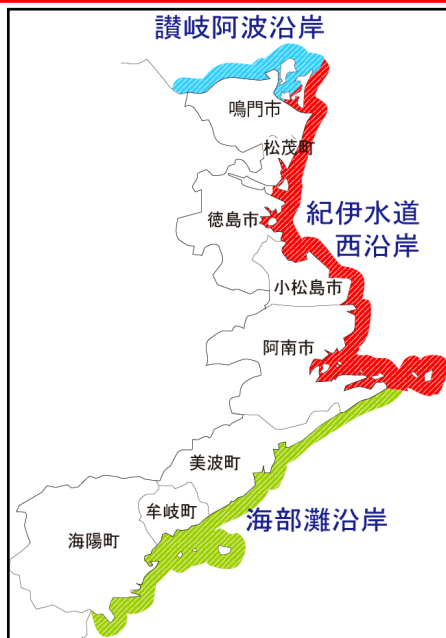
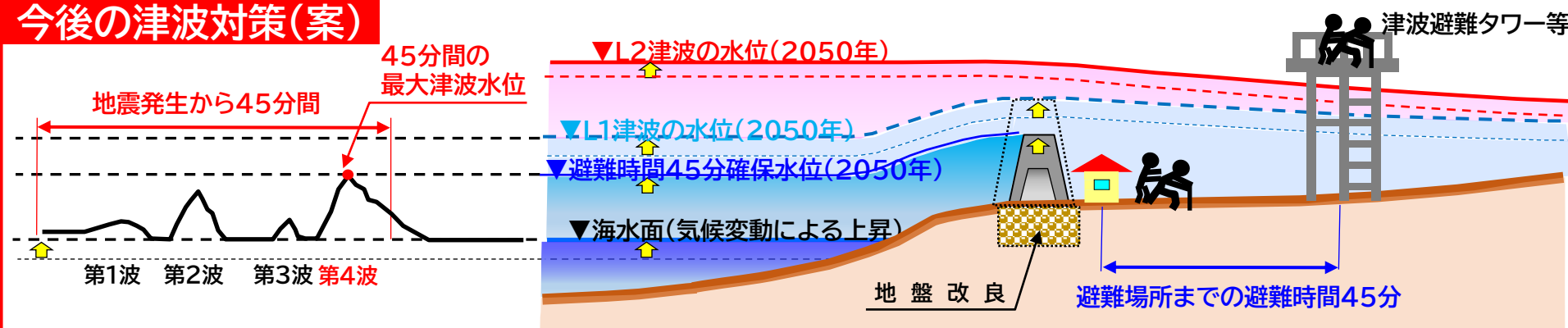
【防護面】での基本方針（地震・津波）



今後の対応方針（案）

- 「設計津波（L1津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを優先に「**避難時間45分の確保**（※次頁参照）」に必要な施設整備を進める。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

今後の津波対策(案)



沿岸名	市町村名	避難時間(35分)の確保に必要な高さ(現行)	避難時間(45分)の確保に必要な高さ(2050)	設計津波水位(2100)
讃岐阿波	鳴門市	T.P.+1.1m	TP.+1.2m	T.P.+2.2m
紀伊水道西沿岸	鳴門市～阿南市	T.P.+0.9～3.5m	TP.+1.1～3.9m	T.P.+3.1～7.8m
海部灘沿岸	美波町～海陽町	T.P.+3.3～5.7m	TP.+3.5～9.2m	T.P.4.6～13.6m

4. 主な改定内容

■参考：新たな避難時間の検討

<現 状>

①避難場所までの距離 (km)	②避難速度		③避難場所までの 所要時間(分) (①÷②×60)	④【採用】避難場所までの 所要時間(分) (③÷0.8※2)	備考
	m/s	Km/h			
0.5※1	0.74	2.65※2	11.3	14.1 (≒15)	※1 徳島県地域防災計画(H24.6月より) ・避難できる限界の距離 ※2 東日本大震災の実績より ・夜間の避難速度は昼間の80%

避難時間(35分) = 避難行動開始時間(20分)※ + 避難場所までの所要時間(15分)

※中央防災会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 第1次報告書(H24.8.28)

「南海トラフ巨大地震 建物被害・人的被害想定項目及び手法の概要」より 避難開始時間:地震発生後15分(夜間は+準備時間5分)

南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が「60～90%程度以上」に見直されたことから、
「発災時の死者ゼロ」の実現に向け、最新の知見等を踏まえ、新たな避難時間を設定！

<見直し>

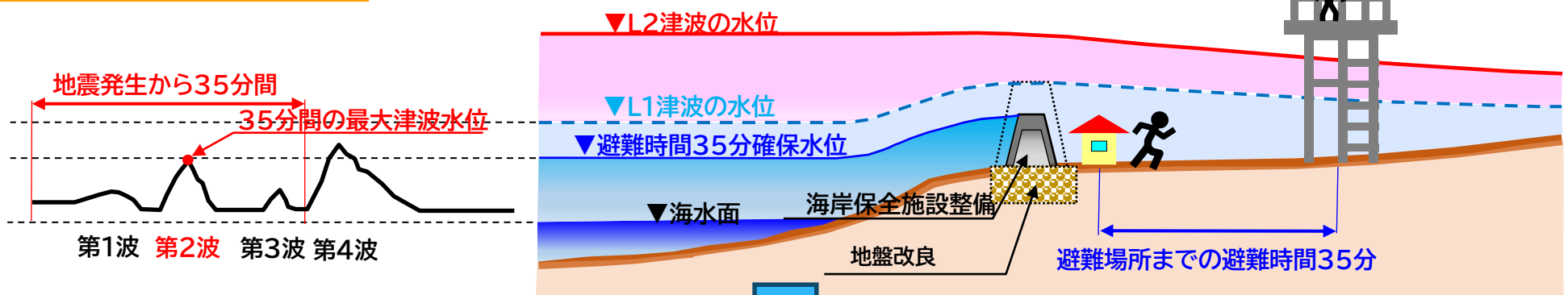
①避難場所までの距離 (km)	②避難速度		③避難場所までの 所要時間(分) (①÷②×60)	④【採用】避難場所までの 所要時間(分) (③÷0.8)	備考
	m/s	Km/h			
0.5※1	0.5※2	1.8	16.7	20.9 (≒20)	※1 水平避難を要する距離 ※2 市町村における津波避難計画 策定指針(総務省消防庁)より ・身障者等の避難速度
0.05※3	0.21※4	0.76	3.95	4.94 (≒5)	※3 津波避難タワー等、垂直避難を要する 距離 ※4 津波避難ビル等に係るガイドライン (内閣府)より ・階段昇降速度
計 0.5※5	—	—	—	25	※5 徳島県地域防災計画(R6.1月より)

身障者の避難速度や垂直避難
に要する時間を考慮

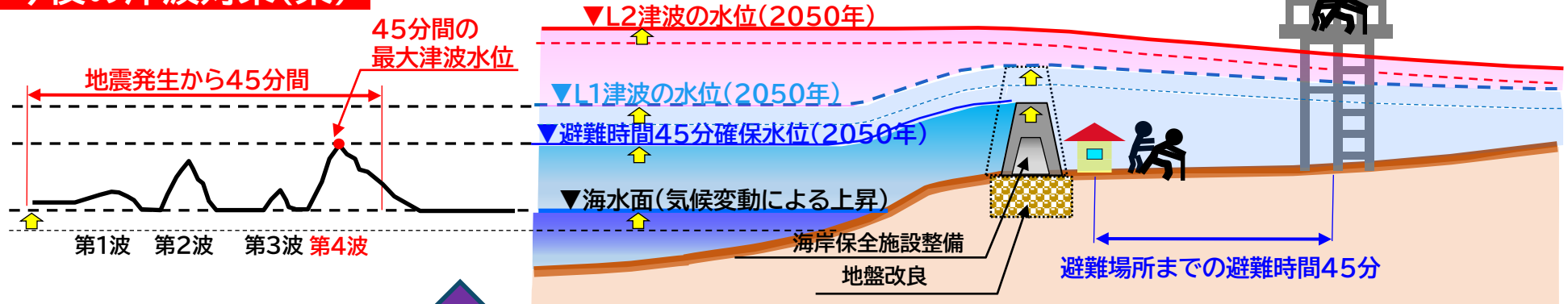
避難時間(45分) = 避難行動開始時間(20分) + 避難場所までの所要時間(25分)

4. 主な改定内容

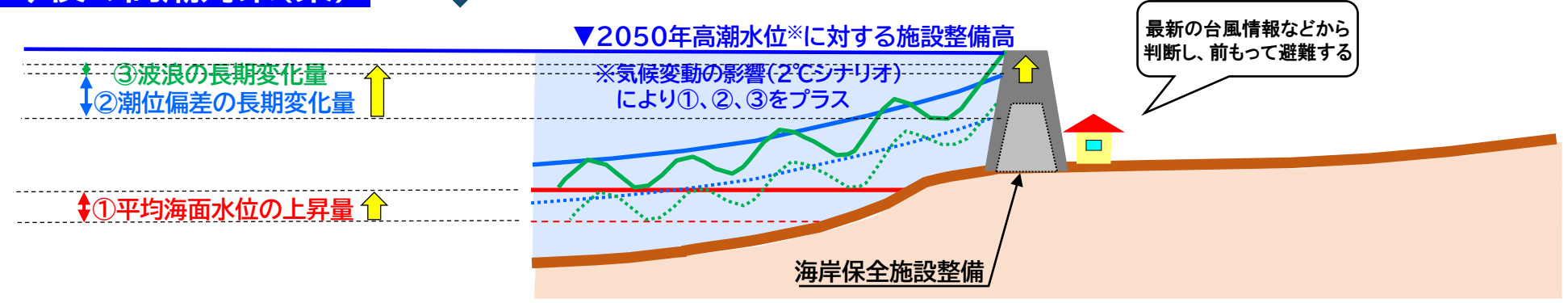
これまでの津波対策



今後の津波対策(案)



今後の高潮対策(案)



2050年時点の高潮水位と津波水位のより高い方を整備水準に設定

4. 主な改定内容

【防護面】での基本方針（侵食）



今後の対応方針(案)

- 侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- 背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。
- 砂浜は、堤防等と同じく海岸を防護する施設として管理すべき対象であるという認識のもと、適切な維持管理に努める。
- 健診的なモニタリングと予測を重視した順応的砂浜管理に努める。



大規模突堤、緩傾斜護岸、養浜等により、
海岸侵食の防止と海浜の維持回復を図ります。



4. 主な改定内容

【環境面】での基本方針（全般）



- 最新の知見に基づき、様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

「生物多様性基本法」平成20年6月施行
「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例施行規則」令和6年4月施行
「生物多様性とくしま戦略2024-2028」令和6年3月策定

- 自然環境の維持や保全を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け
「徳島県海岸漂着物対策推進地域計画」令和3年3月策定

- 海の生物の作用で海中に取り込まれる炭素（ブルーカーボン）を増加させ、CO2を削減するため、海草・海藻の藻場の再生等に努める。
- ブルーカーボンは、CO2の吸収源だけでなく、海洋環境改善などの多面的効果を有することから、他部局と連携のうえ、豊かな生態系の創出に資するよう努める。

讃岐阿波沿岸

栗田漁港海岸



清掃活動の様子

紀伊水道西沿岸

松茂海岸



海岸の清掃活動にあわせた
「海辺の教室」の様子

海部灘沿岸

浜辺地先海岸

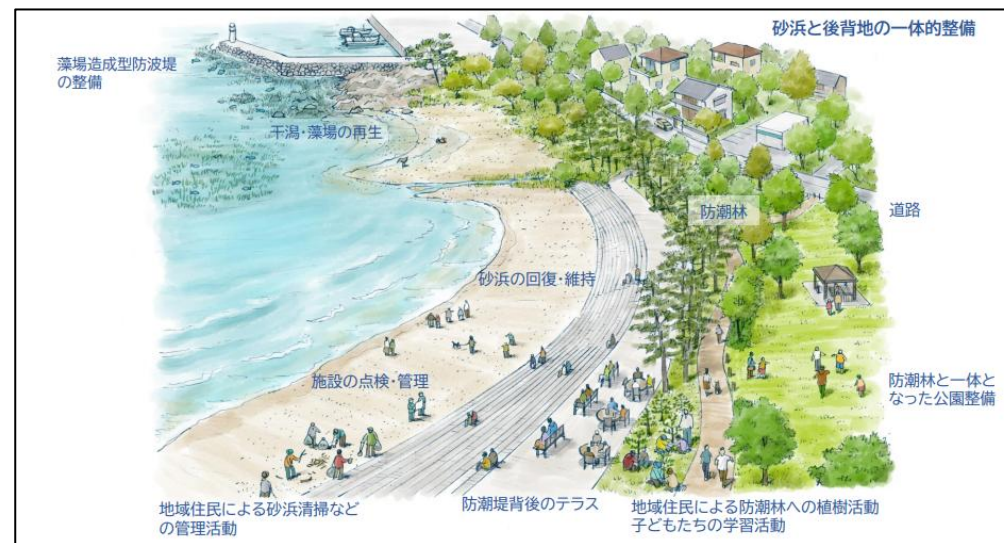


磯の生物観察の様子
(牟岐少年自然の家)

4. 主な改定内容

【利用面】での基本方針（全般）

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、**多様な利用者が避難情報等を直感的に理解できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いて、**わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便性のある施設づくりに努める。
- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 観光をはじめとした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。
- 他部局や民間事業者、市町との連携・支援を通じて、地域振興や地域活動の活性化に寄与する海岸利用を促進する。
- 観光部局等に対して、ニーズの聞き取りを行うなど、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携を推進し、海岸利用の増進に資する施設の整備に努める。



5. 施設整備方針（案）

5. 施設整備方針（案）

現況評価の考え方

対応方針（案）

●気候変動を踏まえて「①津波対策」「②高潮対策」の評価基準を見直す。

①津波対策の必要性

旧

津波対策 ランク	評価基準
A	「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足している。
B	「設計津波（L1津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	「設計津波（L1津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

新

津波対策 ランク	評価基準
A	2050年の「設計津波（L1津波）」に対する「避難時間の確保に必要な高さ」に対し、堤防高が不足する。
B	2050年の「設計津波（L1津波）の水位」に対し、堤防高が不足する。
C	2050年の「設計津波（L1津波）の水位」に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

②高潮対策の必要性

旧

高潮対策 ランク	評価基準
A	これまで、越波・浸水等の被害がある。
B	今後、越波・浸水等の被害がある。
C	これまで高潮対策を実施し、所定の防護機能を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

新

高潮対策 ランク	評価基準
A	おおむね20年以内に越波・浸水等の被害がある。
B	2050年の高潮水位に対し、堤防高が不足する。
C	2050年の高潮水位に対し、所定の堤防高を有する。
—	背後に防護すべき対象のない海岸である。（自然のまま残されている海岸など）

5. 施設整備方針（案）

現況評価の考え方

対応方針（案）

- 「③侵食対策」「④背後地の状況」については、これまでの評価基準から変更なし。
- 「⑤環境面」「⑥利用面」についても、これまでの評価基準から変更なし。

③侵食対策の必要性

侵食対策ラ ンク	評価基準
A	現在、砂浜の侵食が進行している。
B	今後、砂浜が侵食される可能性がある。
C	これまで侵食対策を実施し、効果が発現されている。
—	侵食の恐れのない海岸である。

④背後地の状況

背後地の 状況	評価基準
A	a: 市街地や工業地帯が形成されている。 b: 人口集中地区(DID地区)である。
B	a: 集落が連なって形成されている。 b: 国道や主要地方道などの幹線道路が沿岸に隣接している。
C	a: 集落が点在している。 b: 広大な農地が存在する。
—	a: 谷あい等に小規模な農地が存在する。 b: 山付けで民家は殆ど存在していないが市町村道等を有する。

⑤環境面の評価基準

環境 ランク	評価基準
保全	①環境保全要素が存在する地域であり、自然環境の保護・保全が必要である。
配慮	②環境配慮要素が存在する地域であり、自然環境へ配慮し、開発と環境の調和を図ることが必要である。
維持	①環境保全要素、②環境配慮要素が存在しない地域であり、現状の自然環境の維持に努める。

⑥利用面の評価基準

利用 ランク	評価基準
促進	①利用促進要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、現状利用の増進もしくは機能改良を行う。
配慮	②利用配慮要素が存在する海岸であり、整備にあたっては、これらの利用機能へ支障を及ぼさないほどの配慮が必要である。
維持	現在、レクリエーションもしくは産業活動面での海岸利用がほとんどみられない海岸であり、現状の維持に努める。

●これらの現況評価の考え方に基づき、整備優先度ランクを設定する。

5. 施設整備方針（案）

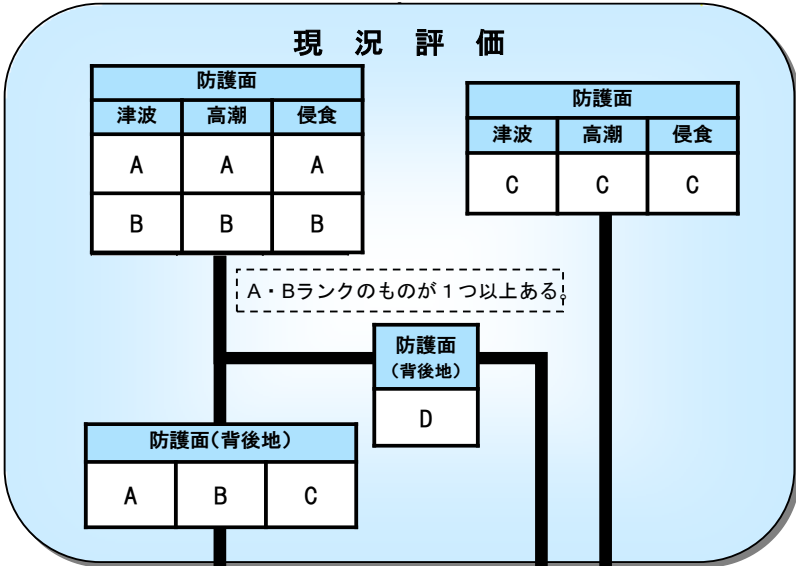
- 海岸事業を導入していく必要のある海岸を「整備対象海岸」として抽出する。
- 整備対象海岸については、防護面における緊急度や重要度（国土保全）を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の重要度」から整備の優先度を「Ⅰ」「Ⅱ」「－」の3段階に区分する
- 整備対象海岸のうち、対象期間内（今後20年から30年間）に着手する海岸を優先度ランクⅠとする。

優先度ランクの考え方

旧	優先度ランク	考え方
	Ⅰ	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
	Ⅱ	①津波、高潮、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、高潮、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C
	－	上記以外



新	優先度ランク	考え方
	Ⅰ	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B ②高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
	Ⅱ	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C ③高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がC
	－	上記以外



整備対象海岸の抽出

優先度 ランク	考え方
Ⅰ	今後20年から30年間に 事業に着手すべき海岸
Ⅱ	長期的に事業に着手 すべき海岸

対象外

優先度 ランク	考え方
－	定期点検を実施し、 維持管理をしていく 海岸

対策検討（海岸保全施設の整備）

津波	・整備水準の堤防高さの確保を基本に対策を図る。 ・津波と高潮の両方の対策が必要な場合は、現況評価において対策ランクが上位の事象を対象に対策を図る。
高潮	・対策ランクが同じの場合、整備水準の水位が高い値を対象に対策を図る。
侵食	・現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復に向けた対策や維持管理を図る

例）建設海岸：穴喰海岸（穴喰浦地区）

No.	海岸名			所管	市町村	保全区域延長(m)	ゾーン名	海岸タイプ
73-2	海部灘	穴喰海岸 穴喰浦地区		国土（水管理）	海陽町	1810	⑥海部灘ゾーン	利用促進



海岸整備の方向性	
全体	防護面での対策が必要である。海岸利用の促進に配慮した施設整備を図る。
防護面	L1津波による浸水の危険性があり、対策を行う。
環境面	生物の生息環境として重要な藻場・砂浜の保全に努めるとともに、漂着ゴミの清掃など海岸美化の推進を図る。
利用面	サーフィン等の海岸利用が盛んであり、現状利用の促進に努める。

防護項目		現状特性			
津波	A	高潮	C	侵食	C
背後地	B	既存保全施設		護岸・堤防、消波工、離岸堤	



優先度ランク	考え方
I	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B ②高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がA、B
II	①津波、侵食の項目にAが1つ以上、かつ背後地の項目がC ②津波、侵食の項目にBが1つ以上、かつ背後地の項目がA～C ③高潮の項目にA、Bが1つ以上、かつ背後地の項目がC
—	上記以外

利用項目	現状特性	
利用配慮ランク	促進	隣接
アクセス道路	2車線	

判定：優先度ランク I

地域からの要請	リゾート・レクリエーションの拠点、穴喰川の河口閉塞対策
---------	-----------------------------

	計画概要		
計画概要	津波対策として堤防の改良等を行う。		
防護面積	約34.0ha	対策名（略称）	津波
配慮事項	安全な水辺空間の提供、藻場、砂浜の保全		

21

5. 施設整備方針（案）

○新たな優先度ランクⅠの海岸

→高潮対応：41海岸 津波対応：20海岸 侵食対応：2海岸 計63海岸

高潮対応

No.	海岸名	所管
1	碁の浦漁港海岸	水産庁
2	折野港海岸(大須地区)	港湾局
3	折野港海岸(北灘西地区)	港湾局
4	折野港海岸(折野中地区)	港湾局
5	大浦漁港海岸(大浦地区)	水産庁
6	栗田漁港海岸	水産庁
7	瀬戸漁港海岸(向地区)	水産庁
8	亀浦漁港海岸(福池地区)	水産庁
9	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第1地区)	水産庁
10	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第2地区)	水産庁
11	瀬戸漁港海岸(堂浦地廻地区)	水産庁
12	堂の浦地先海岸	水国局
13	鳴門地先海岸	共管(水・農)
14	撫養港海岸(土佐泊地区)	港湾局
15	土佐泊漁港海岸	水産庁
16	撫養港海岸(高島地区)	港湾局
17	撫養港海岸(桑島瀬戸地区)	港湾局
18	栗津港海岸(松茂地区)	港湾局
19	松茂地区海岸	共管(水・農)
20	今切港海岸(長原地区)	港湾局
21	徳島小松島港海岸(津田地区)	港湾局
22	徳島小松島港海岸(港口地区)	港湾局
23	徳島小松島港海岸(横須金磯地区)	港湾局
24	徳島小松島港海岸(赤石坂野地区)	港湾局
25	中島港海岸(中島地区)	港湾局
26	富岡港海岸(豊益・畛地区)	港湾局
27	伊座利漁港海岸	水産庁
28	由岐漁港海岸(阿部地区) ※保全区域外	水産庁
29	由岐漁港海岸(志和岐地区)	水産庁
30	由岐漁港海岸(由宇地区)	水産庁
31	由岐漁港海岸(田井地区)	水産庁
32	由岐漁港海岸(木岐地区)	水産庁
33	由岐漁港海岸(白浜地区)	水産庁
34	恵比須浜漁港海岸	水産庁
35	日和佐港海岸(戎地区) ※種別:河川	港湾局
36	日和佐港海岸(弁財天地区) ※種別:河川	港湾局
37	牟岐漁港海岸(古牟岐地区)	水産庁
38	出羽島漁港海岸	水産庁
39	鞆奥漁港海岸	水産庁
40	那佐港海岸(那佐地区)	港湾局
41	穴喰海岸(竹ヶ島地区)	農振局

津波対応

No.	海岸名	所管
1	撫養港海岸(岡崎里浦地区)・北	港湾局
2	徳島小松島港海岸(沖洲地区)	港湾局
3	徳島小松島港海岸(和田島地区)	港湾局
4	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農振局
5	大渦漁港海岸(大渦地区)	水産庁
6	橘港海岸(橘東地区)	港湾局
7	橘港海岸(橘西地区)	港湾局
8	橘港海岸(鵠地区)	港湾局
9	後戸漁港海岸(浜田地区)	水産庁
10	椿泊漁港海岸(椿泊地区)	水産庁
11	椿泊漁港海岸(勢井地区)	水産庁
12	椿泊漁港海岸(椿川地区)	水産庁
13	牟岐漁港海岸(楠ノ浦地区)	水産庁
14	浅川港海岸(加島地区) ※保全区域外	港湾局
15	浅川港海岸(栗ノ浦地区)	港湾局
16	浅川港海岸(浅川地区)	港湾局
17	穴喰海岸(那佐地区)	共管(水・農)
18	穴喰海岸(穴喰浦地区)	共管(水・農)
19	穴喰漁港海岸	水産庁
20	竹ヶ島漁港海岸	水産庁

侵食対応

No.	海岸名	所管
1	坂野地区海岸	共管(水・農)
2	今津地区海岸(共管・専管区間計)	共管(水・農)

<所管別内訳>

○建設海岸 7海岸 ○港湾海岸 26海岸
○農地海岸 2海岸 ○漁港海岸 28海岸

6. スケジュール

6. スケジュール

